

# 令和元年度 第2回

介 護 保 険 運 営 協 議 会  
地域密着型サービス運営委員会  
地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和2年3月17日（火） 午後6時30分～  
場 所 阿久根市役所 第1会議室 （2階）

# 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 阿久根市長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 阿久根市介護保険運営協議会
- 5 地域密着型サービス運営委員会
- 6 地域包括支援センター運営協議会
- 7 第7期阿久根市介護保険事業計画の事業の進捗状況等について
- 8 その他

# 介護保険運営協議会 資料

## 目次

- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 令和元年度介護給付費等の実績見込・・・・・・・・ 3 頁
- 3 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出予算・・・・ 5 頁
- 4 今後の介護保険事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

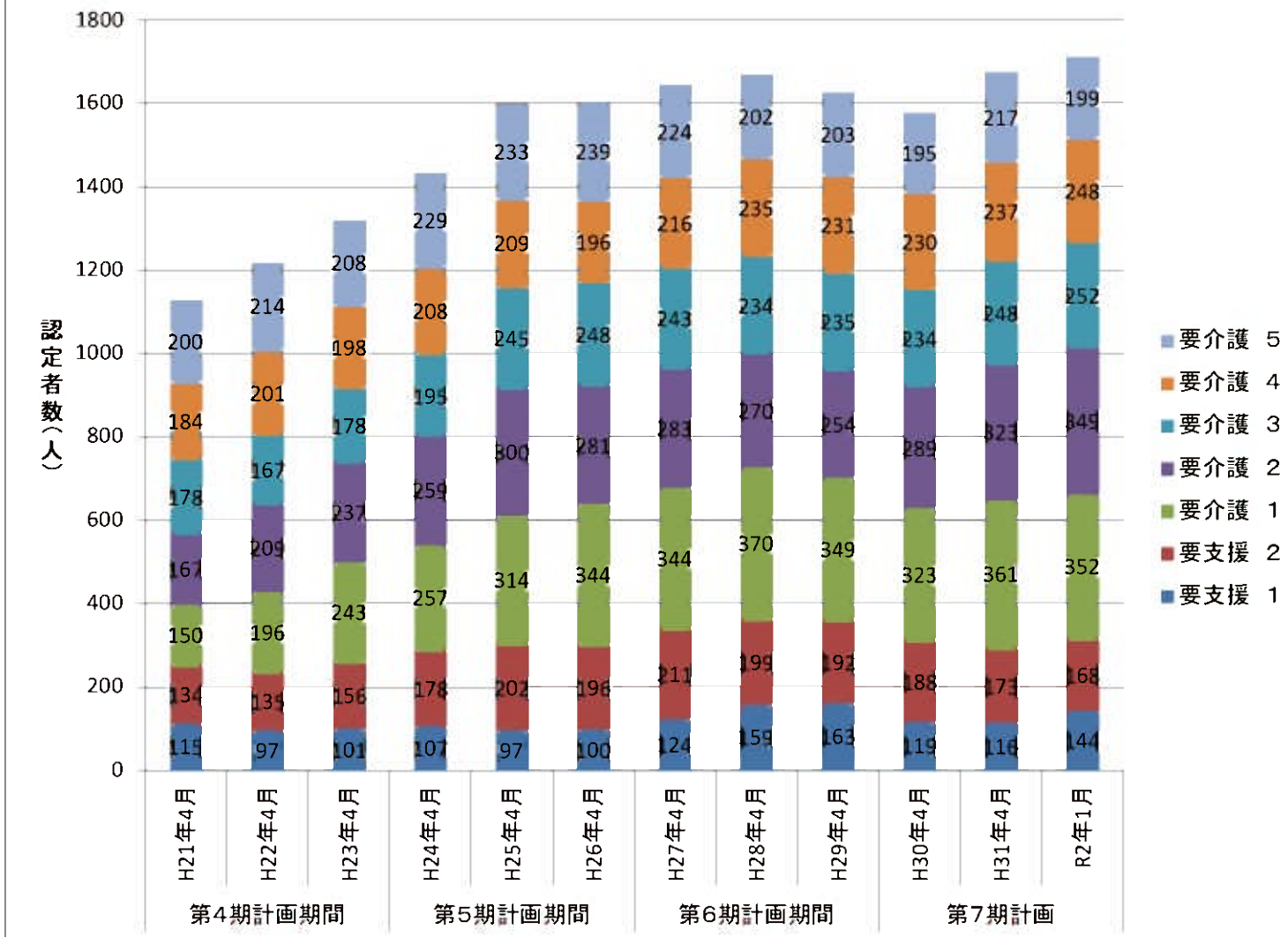
# 1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位:人)

区 分	第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間			
	H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年1月	
認定	住民登録者数	24,206	23,887	23,526	23,140	22,761	22,401	22,093	21,720	21,243	20,804	20,367	20,156
	内65歳以上者	8,259	8,252	8,143	8,106	8,135	8,194	8,244	8,280	8,254	8,189	8,158	8,161
	第1号被保険者数	8,208	8,198	8,087	8,050	8,079	8,104	8,190	8,208	8,185	8,125	8,097	8,100
	内認定者数	1,095	1,197	1,296	1,409	1,573	1,578	1,621	1,643	1,598	1,578	1,646	1,685
	認定率(%)	13.34	14.60	16.03	17.50	19.47	19.47	19.79	20.02	19.52	19.42	20.33	20.80
	第2号被保険者中被認定者数	33	22	25	24	27	26	24	26	29	27	29	27
	認定者総数 A	1,128	1,219	1,321	1,433	1,600	1,604	1,645	1,669	1,627	1,605	1,675	1,712
認定者区分	要支援 1	115	97	101	107	97	100	124	159	163	119	116	144
	要支援 2	134	135	156	178	202	196	211	199	192	182	173	168
	要支援合計	249	232	257	285	299	296	335	358	355	301	289	312
	要介護 1	150	196	243	257	314	344	344	370	349	333	361	352
	要介護 2	167	209	237	259	300	281	283	270	254	289	323	349
	要介護 3	178	167	178	195	245	248	243	234	235	238	248	252
	要介護 4	184	201	198	208	209	196	216	235	231	245	237	248
	要介護 5	200	214	208	229	233	239	224	202	203	199	217	199
	要介護合計	879	987	1,064	1,148	1,301	1,308	1,310	1,311	1,272	1,304	1,386	1,400
受給 (2カ月遅れ)	在宅介護(介護予防)サービス	641	708	779	829	928	917	940	949	912	778	812	891
	地域密着型(介護予防)サービス	96	99	98	102	144	187	216	241	280	268	263	274
	施設介護サービス	273	278	277	278	307	301	297	288	303	302	315	316
	受給者総数 B	1,010	1,085	1,154	1,209	1,379	1,405	1,453	1,478	1,495	1,348	1,390	1,481
	受給率 (B/A)	89.54	89.01	87.36	84.37	86.19	87.59	88.33	88.56	91.89	83.99	82.99	86.51

資料：出水地区要介護審査判定・認定状況（北薩広域行政事務組合） 数値は各月末現在

## 介護認定者数の区分別推移



## 2 令和元年度介護保険給付費の実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

介護給付費	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	給付費	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
居宅介護サービス給付費	720,403	672,083	▲ 48,320	683,979	11,896	700,790	16,811	784,800	84,010
地域密着型介護サービス給付費	622,663	665,907	43,244	670,976	5,069	645,901	▲ 25,075	635,000	▲ 10,901
施設介護サービス給付費	924,586	919,764	▲ 4,822	927,942	8,178	982,753	54,811	1,011,000	28,247
居宅介護福祉用具購入費	2,055	2,503	448	1,605	▲ 898	2,159	554	2,600	441
居宅介護住宅改修費	9,563	5,266	▲ 4,297	3,656	▲ 1,610	4,162	506	5,500	1,338
居宅介護サービス計画給付費	102,479	91,418	▲ 11,061	93,844	2,426	94,435	591	105,000	10,565
介護予防サービス給付費	94,325	96,353	2,028	61,633	▲ 34,720	30,619	▲ 31,014	35,700	5,081
地域密着型介護予防サービス給付費	7,768	7,081	▲ 687	7,143	62	10,966	3,823	8,800	▲ 2,166
審査支払手数料	2,644	2,238	▲ 406	1,709	▲ 529	2,265	556	2,300	35
介護予防福祉用具購入費	698	839	141	599	▲ 240	820	221	948	128
介護予防住宅改修費	2,283	2,289	6	3,526	1,237	2,180	▲ 1,346	3,300	1,120
介護予防サービス計画給付費	13,918	14,219	301	10,833	▲ 3,386	6,540	▲ 4,293	7,068	528
高額介護サービス費	64,646	65,728	1,082	63,775	▲ 1,953	65,586	1,811	69,600	4,014
高額介護予防サービス費	116	134	18	96	▲ 38	62	▲ 34	90	28
高額医療合算介護サービス費	7,121	6,377	▲ 744	6,217	▲ 160	6,462	245	8,000	1,538
高額医療合算介護予防サービス費	38	34	▲ 4	44	10	33	▲ 11	50	17
特定入所者介護サービス費	141,337	139,296	▲ 2,041	135,813	▲ 3,483	138,284	2,471	143,000	4,716
特定入所者介護予防サービス費	52	19	▲ 33	20	1	93	73	144	51
合 計	2,716,695	2,691,548	▲ 25,147	2,673,410	▲ 18,138	2,694,110	20,700	2,822,900	128,790

※R1は最終補正額

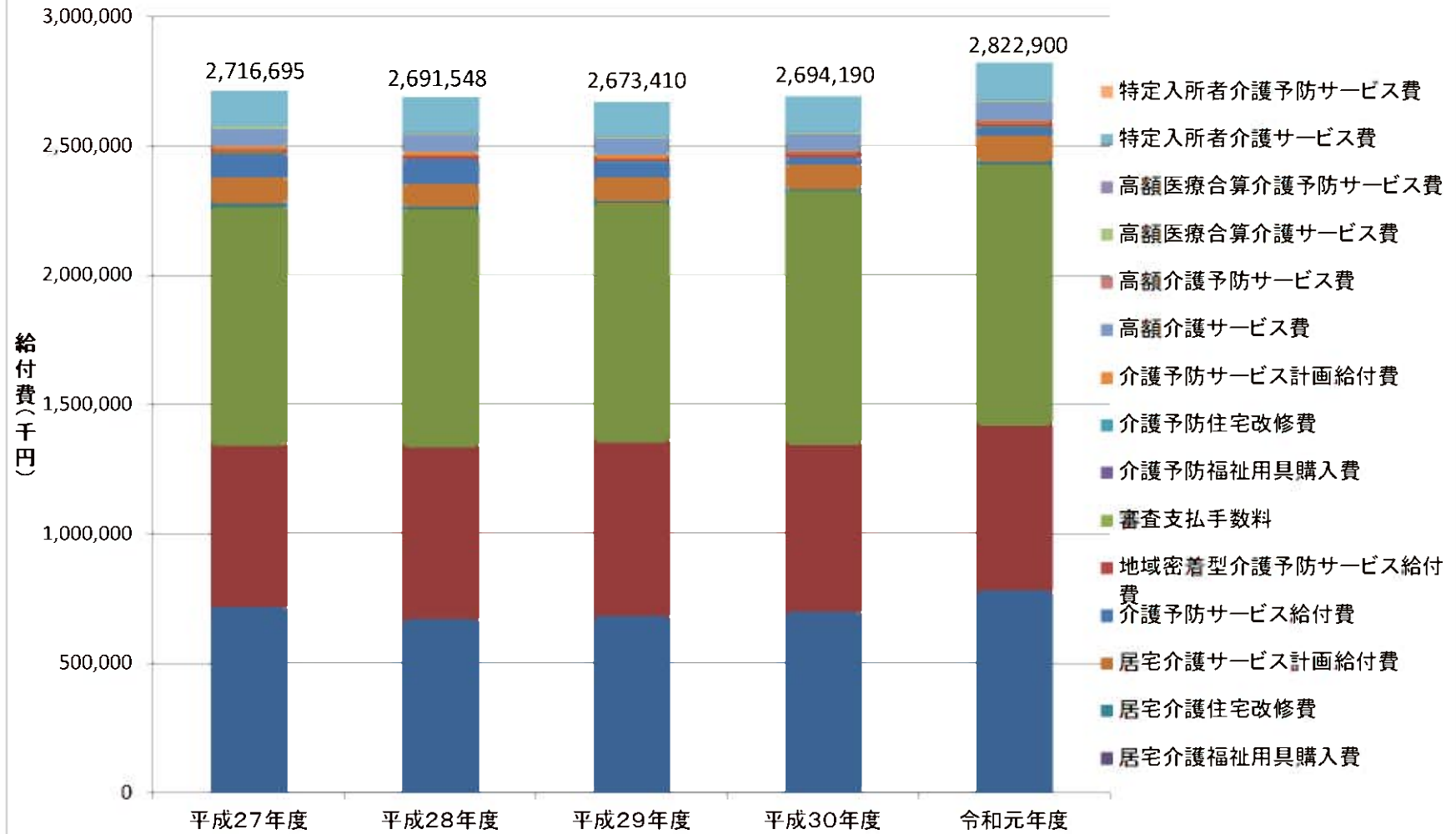
## 令和元年度介護予防・日常生活支援総合事業費実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

地域支援事業費	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	給付費	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
みなし型訪問介護				10,986	—	18,469	7,483	17,500	▲ 969
緩和型訪問介護				1,754	—	1,873	119	900	▲ 973
みなし型通所介護				13,951	—	29,581	15,630	31,000	1,419
緩和型通所介護				913	—	883	▲ 30	400	▲ 483
ケアマネジメント事業				2,801	—	5,306	2,505	4,936	▲ 370
高額介護予防サービス費				46	—	109	63	160	51
高額医療合算介護予防サービス費				0	—	0	0	1	1
審査支払手数料				134	—	253	119	270	17
合 計				30,585	—	56,474	25,889	55,167	▲ 1,307

※R1は最終補正額

## 阿久根市の介護給付費推移





### 3 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	令和2年度 当初予算	令和元年度 当初予算	増 減
保険料	介護保険料	493,745	518,159	▲ 24,414
使用料及び手数料	使用料	1	1	0
	手数料	11	41	▲ 30
	小 計	12	42	▲ 30
国庫支出金	国庫負担金	510,235	486,371	23,864
	国庫補助金	370,615	299,856	70,759
	小 計	880,850	786,227	94,623
支払基金交付金	支払基金交付金	800,669	763,717	36,952
県支出金	県負担金	428,051	405,951	22,100
	県補助金	21,588	21,284	304
	小 計	449,639	427,235	22,404
財産収入	財産運用収入	38	208	▲ 170
繰入金	一般会計繰入金	459,134	447,135	11,999
	基金繰入金	16,000	16,000	0
	小 計	475,134	463,135	11,999
繰越金	繰越金	1	1	0
諸収入	延滞金加算金及び過料	31	100	▲ 69
	市預金利子	1	1	0
	雑入	77	68	9
	小 計	109	169	▲ 60
歳 入 合 計		3,100,197	2,958,893	141,304

歳出 (単位:千円)

款	項	令和2年度 当初予算	令和元年度 当初予算	増 減
総務費	総務管理費	47,823	45,755	2,068
	徴収費	1,571	1,651	▲ 80
	介護認定審査会費	30,112	30,153	▲ 41
	趣旨普及費	0	0	0
	小 計	79,506	77,559	1,947
保険給付費	介護サービス等諸費	2,610,104	2,468,904	141,200
	介護予防サービス等諸費	54,213	53,519	694
	その他諸費	2,550	2,300	250
	高額介護サービス等費	66,473	69,690	▲ 3,217
	高額医療合算介護サービス等費	8,040	8,050	▲ 10
	特定入所者介護サービス等費	145,662	143,146	2,516
	小 計	2,887,042	2,745,609	141,433
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	65,018	69,210	▲ 4,192
	一般介護予防事業費	15,981	15,847	134
	包括的支援事業・任意事業費	46,691	44,479	2,212
	その他諸費	201	270	▲ 69
	小 計	127,891	129,806	▲ 1,915
基金積立金	介護保険基金積立金	38	208	▲ 170
公債費	公債費	19	10	9
諸支出金	償還金及び還付加算金	701	701	0
予備費	予備費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		3,100,197	2,958,893	141,304



## 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出予算内訳

### (1) 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
訪問介護	79,000	84,000	▲ 5,000
訪問入浴介護	8,250	7,200	1,050
訪問看護	40,000	32,000	8,000
訪問リハビリテーション	5,500	8,000	▲ 2,500
通所介護	147,000	130,000	17,000
通所リハビリテーション	195,000	177,000	18,000
福祉用具貸与	72,000	61,000	11,000
短期入所生活介護	50,500	38,000	12,500
短期入所療養介護(老健)	13,000	14,000	▲ 1,000
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0
居宅療養管理指導	4,700	4,600	100
特定施設入居者生活介護	168,000	162,000	6,000
合 計	782,950	717,800	65,150

### (2) 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	168,050	166,000	2,050
認知症対応型共同生活介護	250,000	263,000	▲ 13,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	200,000	199,000	1,000
地域密着型通所介護	34,000	34,000	0
合 計	652,050	662,000	▲ 9,950

### (3) 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護老人福祉施設サービス	360,000	328,000	32,000
介護老人保健施設サービス	615,000	599,000	16,000
介護療養型医療施設サービス・介護医療院	80,700	53,000	27,700
特定診療費・特別診療費	5,050	6,000	▲ 950
合 計	1,060,750	986,000	74,750

## (4) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護福祉用具購入費	2,850	2,600	250
予防福祉用具購入費	700	948	▲ 248
合 計	3,550	3,548	2

## (5) 居宅介護(予防)住宅改修費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護住宅改修費	6,500	5,500	1,000
予防住宅改修費	2,980	4,500	▲ 1,520
合 計	9,480	10,000	▲ 520

## (6) 居宅介護(予防)サービス計画給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
居宅介護サービス計画給付費	105,000	95,000	10,000
介護予防サービス計画給付費	6,800	7,068	▲ 268
合 計	111,800	102,068	9,732

## (7) 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防短期入所生活介護	570	800	▲ 230
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	0	100	▲ 100
介護予防居宅療養管理指導	460	300	160
介護予防特定施設入居者生活介護	6,000	4,000	2,000
介護予防訪問看護	2,900	2,000	900
介護予防訪問リハビリテーション	900	1,000	▲ 100
介護予防通所リハビリテーション	17,000	14,000	3,000
介護予防福祉用具貸与	7,500	8,000	▲ 500
合 計	35,330	30,200	5,130

## (8) 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,400	10,500	▲ 2,100
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	300	▲ 300
合 計	8,400	10,800	▲ 2,400

## (9) 審査支払手数料

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
審査支払手数料	2,550	2,300	250

## (10) 高額介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額介護サービス費	66,450	69,600	▲ 3,150
現物給付分	1,450	1,600	▲ 150
償還払分	65,000	68,000	▲ 3,000
高額介護予防サービス費	23	90	▲ 67
現物給付分	23	90	▲ 67
償還払分	0	0	0
合 計	66,473	69,690	▲ 6,434

## (11) 高額医療合算介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額医療合算介護サービス費	8,000	8,000	0
高額医療合算介護予防サービス費	40	50	▲ 10
合 計	8,040	8,050	▲ 10

## (12) 特定入所者介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
特定入所者介護サービス費	145,560	143,000	2,560
特定入所者介護予防サービス費	100	144	▲ 44
合 計	145,660	143,144	2,516

## (13) 介護給付費総計

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護給付費総計	2,887,033	2,745,600	141,433

## 4 今後の介護保険事業について

### (1) 低所得者の第1号保険料軽減強化に係る令和2年度対応について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を、平成27年4月から一部実施しているところですが、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、令和2年度も更に軽減強化を行う予定です。(【資料1】参照)

#### ① 令和2年度の対応について

低所得者の第1号保険料軽減強化の完全実施の満年度化に係る内容

- ・第1段階について保険料基準額に対する割合を0.375から0.3に軽減する。  
※平成27年4月から一部実施し、割合を0.5から0.45に軽減している。
- ・第2段階について保険料基準額に対する割合を0.625から0.5に軽減する。
- ・第3段階について保険料基準額に対する割合を0.725から0.7に軽減する。

#### ア 特別徴収(年金からの天引き)

段階別	標準割合 基準額 6,000円(月額)		令和元年度				令和2年度	
			H31.4~R1.9		R1.10~R2.3		R2.4~	
			軽減後 割合	軽減後 保険料	軽減後 割合	軽減後 保険料	軽減後 割合	軽減後 保険料
第1段階	基準額×0.50	3,000円	基準額×0.45	2,700円	基準額×0.375	2,250円	基準額×0.3	1,800円
第2段階	# ×0.75	4,500円	—	—	# ×0.625	3,750円	# ×0.5	3,000円
第3段階	# ×0.75	4,500円	—	—	# ×0.725	4,350円	# ×0.7	4,200円
第4段階~第9段階	軽減なし		—	—	—	—	—	—

※ 年金特徴の第1段階から第3段階の保険料乗率(令和2年度)

第1段階: 4・6・8月は0.375, 10・12・2月は0.225 で平均0.3

第2段階: # は0.625, # は0.375 で平均0.5

第3段階: # は0.75, # は0.65 で平均0.7

#### イ 普通徴収(納付書による納付)

段階別	標準割合 基準額 6,000円(月額)		令和元年度		令和2年度	
			H31.4~R2.3		R2.4~	
			軽減後 割合	軽減後 保険料	軽減後 割合	軽減後 保険料
第1段階	基準額×0.50	3,000円	基準額×0.375	2,250円	基準額×0.3	1,800円
第2段階	# ×0.75	4,500円	基準額×0.625	3,750円	# ×0.5	3,000円
第3段階	# ×0.75	4,500円	基準額×0.725	4,350円	# ×0.7	4,200円
第4段階~第9段階	軽減なし		—	—	—	—

#### ② 6月定例市議会に改正条例案を上程予定。

### (2) 第8期高齢者保健福祉計画策定委員会について

令和2年度は、令和3年度から令和5年度までを1期とする第8期高齢者保健福祉計画の策定年度になります。皆様方には、当該計画の策定委員をお願いする予定です。会議は、介護保険等運営協議会とは別に3回程度を予定しています。

### (3) 保険者機能強化推進交付金について

平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する保険者の取組みに対し、指標に基づいて国が評価し、予算の範囲内で交付金が交付される制度です。交付金は、地域支援事業など使用できる事業が決められており、本市は総合事業の通所型サービス事業に繰り入れたところです。阿久根市は、平成30年度は3,988,000円、令和元年度は1,732,000円の交付を受けました。県内の状況は、別添【資料2】のとおりとなっています。



(2) 新しい介護予防・生活支援総合事業について

① 訪問型介護サービス

- ・ 訪問型相当サービス事業所指定

令和元年度：13事業所      令和2年度：13事業所

市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり(新規)
	ニチイケアセンター阿久根(新規)
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ニチイケアセンター五万石
	㈱ティー・シー・エス訪問介護事業所
	ヘルパーステーションいこい長島
	ヘルパーステーション コミュニティケアいずみ
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
コミュニティケアいずみ 野田サテライト(事業継承)	

- ・ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和元年度：8事業所      令和2年度：8事業所

市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり(新規)
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト(事業継承)

② 通所型介護サービス

- ・ 通所型相当サービス事業所指定

令和元年度：9事業所      令和2年度：9事業所

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
	デイサービス桃の家
市外	デイサービスセンターはまかぜ園(休止中)
	JA鹿児島島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンター リハシップあい西出水
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒
	デイサービスセンターわかまつ園
	デイサービスセンター明日天気になあれ(新規)

- ・ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和元年度：5事業所      令和2年度：5事業所

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
市外	デイサービスセンターはまかぜ園(休止中)
	JA鹿児島島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンターわかまつ園

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

【平成30年度予算額 246億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②完全実施

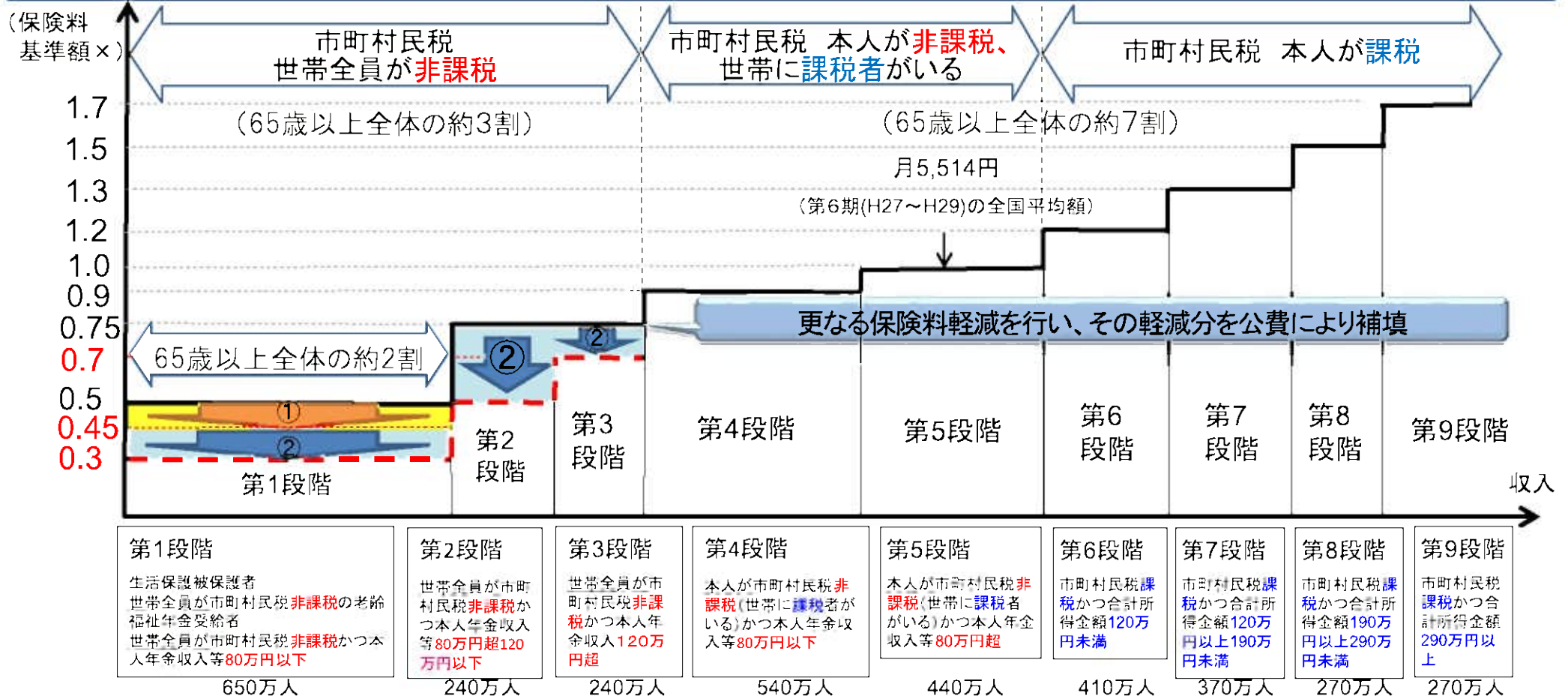
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

【実施時所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

(平成29年度ベース)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



※被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出

※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示

※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

(参考)

(単位：千円)

市町村	金額比較			点数比較		
	R1	H30	差額	R1	H30	差額
合計	261,301	259,243	2,058	18,523	17,400	1,123
平均点				430.77	404.65	26.12
鹿児島市	97,264	89,670	7,594	560	484	76
鹿屋市	15,957	16,874	▲ 917	499	492	7
枕崎市	3,590	3,337	253	401	346	55
阿久根市	4,732	3,988	744	538	419	119
出水市	7,979	7,378	601	431	372	59
指宿市	6,499	8,182	▲ 1,683	400	446	▲ 46
西之表市	3,051	2,967	84	500	452	48
垂水市	2,455	2,993	▲ 538	367	417	▲ 50
薩摩川内市	17,355	17,496	▲ 141	534	502	32
日置市	10,185	9,738	447	578	514	64
曾於市	7,654	8,503	▲ 849	496	512	▲ 16
霧島市	13,426	16,450	▲ 3,024	369	423	▲ 54
いちき串木野市	4,504	4,899	▲ 395	409	414	▲ 5
南さつま市	5,344	5,760	▲ 416	384	361	23
志布志市	4,423	4,443	▲ 20	377	352	25
奄美市	7,417	7,203	214	511	466	45
南九州市	7,160	6,656	504	488	421	67
伊佐市	3,393	4,299	▲ 906	299	350	▲ 51
始良市	7,524	6,075	1,449	298	225	73
三島村	28	32	▲ 4	243	223	20
十島村	135	127	8	594	510	84
さつま町	4,703	4,481	222	497	461	36
長島町	1,101	1,063	38	273	244	29
湧水町	1,152	1,810	▲ 658	281	383	▲ 102
大崎町	1,415	1,619	▲ 204	270	265	5
東串良町	969	1,152	▲ 183	378	410	▲ 32
錦江町	1,116	1,419	▲ 303	314	365	▲ 51
南大隅町	1,353	1,174	179	355	286	69
肝付町	2,865	3,160	▲ 295	423	429	▲ 6
中種子町	1,800	1,929	▲ 129	551	543	8
南種子町	1,083	1,127	▲ 44	502	485	17
屋久島町	1,994	2,344	▲ 350	423	465	▲ 42
大和村	354	356	▲ 2	540	505	35
宇検村	246	240	6	316	286	30
瀬戸内町	1,702	1,537	165	493	393	100
龍郷町	1,066	992	74	526	455	71
喜界町	1,011	888	123	340	278	62
徳之島町	2,191	2,272	▲ 81	612	571	41
天城町	1,312	1,348	▲ 36	583	555	28
伊仙町	1,481	725	756	573	261	312
和泊町	1,113	1,165	▲ 52	451	441	10
知名町	781	814	▲ 33	339	331	8
与論町	418	558	▲ 140	207	287	▲ 80



# 地域密着型サービス運営委員会

## 資料

### 目次

- 1 市指定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 実地指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 4 地域密着型サービス利用・待機者数について・・・・・・ 4 頁
- 5 施設整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

# 1 市指定施設について

市内

令和2年3月6日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成30年3月21日	令和6年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成26年6月12日	令和2年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成26年6月13日	令和2年6月12日
グループホーム 風の詩	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成27年3月23日	令和元年9月30日 廃止
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成28年3月3日	令和4年3月2日
グループホーム ボンタ	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成28年5月24日	令和4年5月23日
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型居 宅介護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの柱	小規模多機能型居 宅介護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の柱 脇本	小規模多機能型居 宅介護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	介護老人福祉施設 入居者生活介護	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設 入居者生活介護	29名	平成26年11月1日	令和2年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	平成26年4月1日	令和2年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	平成26年4月1日	令和2年3月31日
KICプラン	居宅介護支援事業所	-	平成26年4月1日	令和2年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	-	平成26年4月1日	令和2年3月31日
グリーンフォレストみかさ	居宅介護支援事業所	-	平成26年4月1日	令和2年3月31日
桃の家	居宅介護支援事業所	-	平成29年3月22日	令和5年3月21日

市外

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
デイサービス いきいきハウス東郷	認知症対応型通所 介護	12名	平成28年6月1日	令和4年5月31日
地域密着型介護老人 福祉施設 はまかせ園	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成26年4月1日	令和2年3月31日
特別養護老人ホーム 出水の里ユニット	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成26年4月1日	令和2年3月31日
デイサービスセンター 出水の里さつき	認知症対応型通所 介護	12名	平成26年6月25日	令和2年6月24日
レストケア出水デイホ スピスセンター園	地域密着型通所介護・ 療養通所介護	9名	令和元年6月1日	令和6年5月31日

※ 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾の上で指定・利用ができます。

## 2 実地指導について

### (1) 令和元年度実績

事業所名	サービスの種類	実施日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同生活介護	令和元年10月28日
グループホームはまなす	認知症対応型共同生活介護	令和元年11月1日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設入居者生活介護	令和2年1月16日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型居宅介護	令和2年1月22日

※ ふれあいホーム花は県(北薩地域振興局)との合同実地指導

#### ※ 主な指摘事項

- ・介護計画が漫然かつ画一的である。
- ・計画作成担当者によるアセスメントが確認できないケースがあった。
- ・アセスメントの際、面接して行っているか確認できなかった。
- ・計画を利用者に交付したか確認できなかった。
- ・処遇改善加算について、全ての介護職員に周知したか確認できなかった。

### (2) 令和元年度県市合同指導

事業所名	サービスの種類	実施日
阿久根市社会福祉協議会	訪問介護	令和元年7月2日
ヘルパーステーションうきぐも阿久根	訪問介護	令和元年7月4日

### (3) 令和元年度市町村実地指導

令和元年11月28日、県北薩地域振興局による実地指導を受け、業務管理体制監督事務の確認検査実施について改善指導を受けました。

### (4) 令和2年度実施計画

事業所名	サービスの種類	実施日
グループホームボンタ	認知症対応型共同生活介護	令和2年6月～ 令和3年2月
小規模多機能ホーム昴和苑	小規模多機能型居宅介護	

### 3 事故報告について

#### (1) 地域密着型 (単位：件)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	主な原因
骨折	9	8	10	転倒・転落・介助時
打撲	3	7	6	転倒
傷	2	4	2	転倒・転落・多動
嘔吐	4	0	0	ノロウイルス (疑)
誤薬	0	1	0	介助時
死亡	1	1	0	誤嚥
窒息	0	0	2	誤嚥
その他	1	0	0	既往
合計	20	21	20	

#### (2) 県指定 (単位：件)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	主な原因
骨折	12	16	8	転倒・転落・介助時
打撲	4	7	0	転落
傷	2	2	2	転倒・ドアに挟む
合計	18	25	10	

#### (3) 市外施設 (対象が阿久根市の被保険者) (単位：件)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	主な原因
骨折	1	3	4	転倒・転落・介助時
打撲	2	0	0	転倒
傷	3	3	0	転落
窒息	0	0	1	誤嚥
その他	1	0	0	カテーテル抜去
合計	7	6	5	

#### (4) 全体 (単位：件)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	主な原因
骨折	22	27	22	転倒・転落・介助時
打撲	9	14	6	転倒・転落
傷	7	9	4	転倒・転落・ドアに挟む・多動
嘔吐	4	0	0	ノロウイルス (疑)
誤薬	0	1	0	介助時
死亡	1	1	0	誤嚥・心不全
窒息	0	0	3	誤嚥・心不全
その他	2	0	0	既往・カテーテル抜去
合計	45	52	35	

※ 令和元年度は3月2日現在

4 地域密着型介護サービス事業利用・待機者数一覧（R2年2月25日末現在）

サービスの種類	事業者名		入所者の状況							待機者		
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	小計	合計
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	風の詩		0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	桃の家	北館	0	0	1	1	2	3	1	8	5	
		南館	0	0	1	2	4	2	0	9		
	ボンタ		0	0	0	5	3	1	0	9	4	
	はまなす	1号棟	0	0	2	5	2	0	0	9	14	
		2号棟	0	0	4	1	2	2	0	9		
	はまゆう	A棟	0	0	0	2	5	1	1	9	17	
		B棟	0	0	2	3	2	2	0	9		
	花	1号棟	0	0	5	3	1	0	0	9	5	
		2号棟	0	0	5	3	1	2	0	11		
小計	計		0	0	20	25	22	13	2	82		
小規模多機能型居宅介護	昴和苑		0	1	6	8	7	5	1	28	1	7
	コミュニティの杜		1	4	7	8	5	2	0	27	2	
	希望の杜脇本		1	2	13	7	4	1	0	28	4	
小計	計		2	7	26	23	16	8	1	83		
介護老人福祉施設	満青	一丁目	0	0	0	0	2	2	5	9	12	38
		二丁目	0	0	2	1	0	4	3	10		
		三丁目	0	0	0	0	2	6	2	10		
	あかり	Aユニット	0	0	0	0	3	3	3	9	26	
		Bユニット	0	0	0	1	1	3	5	10		
		Cユニット	0	0	0	1	2	2	5	10		
小計	計		0	0	2	3	10	20	23	58		
合計	計		2	7	48	51	48	41	26	223		

小規模多機能型居宅介護	昴和苑	通所(12月) : 延べ389人, 1日平均12.5人
		泊まり(12月) : 延べ158人, 1日平均5人
		訪問(12月) : 延べ514回, 1日平均16.5回
	コミュニティの杜	通所(1月) : 延べ501人, 1日平均16.2人
		泊まり(1月) : 延べ226人, 1日平均7.3人
		訪問(1月) : 延べ320回, 1日平均9.0回
	希望の杜脇本	通所(12月) : 延べ398人, 1日平均12.8人
		泊まり(12月) : 延べ136人, 1日平均4.4人
		訪問(12月) : 延べ370回, 1日平均11.9回



## 5 施設整備について

### ○ 令和元年度の応募状況

第7期高齢者保健福祉計画に基づき、認知症対応型通所介護の整備に係る事業者を公募しましたが、応募はありませんでした。

#### 【公募】

期 間	内 容
令和元年 6月10日(月)	市ホームページ掲載 公募要領配布開始
令和元年 6月10日(月)～ 令和元年 6月25日(火)	質問の受付
令和元年 7月 2日(火)～ 令和元年 7月16日(火)	応募受付期間

#### 【補助金】

施設整備に関する事業費:11,700千円  
空き家を活用した整備支援事業費:8,740千円  
準備事業費:0円

# 地域包括支援センター運営協議会資料

## [ 目 次 ]

- 1 令和元年度 地域包括支援センターの事業実績と評価 . . . 1 頁
- 2 令和元年度 地域包括支援センターの歳入歳出予算執行状況 1 1 頁
- 3 令和2年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案） 1 2 頁
- 4 令和2年度 地域包括支援センターの当初予算 . . . . . 2 1 頁
- 5 その他 . . . . . 2 2 頁



# 1 令和元年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

## (1) 包括的支援事業

### ア 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの相談に対し、速やかな対応や連携することを目標とし、総合相談業務を行っている。

また、心身の状況や家庭環境等の課題がある高齢者を対象に市内3居宅介護支援事業所に実態把握業務を委託し、対象者の自宅訪問後、支援方法についての検討会を開催した。なお、令和元年度は令和2年2月末現在の数値である。

【総合相談件数】(表1)

年 度	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員	延 べ 件 数
H30	243人 (うち訪問92人)	468人 (うち訪問136人)	507件 (うち訪問149件)
R1	212人 (うち訪問77人)	363人 (うち訪問109人)	376件 (うち訪問112件)

【相談の形態】(表2)

【単位：件】

年 度	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	合 計
H30	197	111	149	50	507
R1	144	95	112	25	376

【相談者内訳】(表3)

【単位：件】

年 度	本 人	家 族	関 係 者	施 設	居 宅	行 政	そ の 他
H30	27	129	41	54	16	54	178
R1	27	81	27	44	18	34	120

【相談内容別】(表4)

【単位：件】

相 談 内 容	相 談 件 数	
	H30年度	R1年度
① 介護・日常生活	262	185
② 保健福祉サービス	1	1
③ 介護保険サービス	92	79
④ 医療	12	17
⑤ 所得・家庭	7	23
⑥ 家庭訪問	5	1
⑦ 高齢者虐待	9	6
⑧ 権利擁護・成年後見	40	4
⑨ 消費者被害	0	2
⑩ その他	79	58
合 計	507	376

【実態把握業務】(表5)

事業所名	対象者数	実施件数
社会福祉協議会	3名	12件
昴和会	7名	14件
黒木会	2名	4件
合計	12名	30件

### ■評価

総合相談支援に対応する人員は、令和元年度は保健師2名、主任介護支援専門員1名、計3名で対応にあたった。

認知症高齢者の増加や、身近に支援者がいない事例、8050問題などの家族に関する問題、医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、相談件数は増加傾向にある。本人・家族や関係機関から相談を受けて自宅を訪問し、関係機関へつなぐ等の支援を行っているが、複数の事例を同時に対応しつつ、状況確認のために複数回、訪問対応しなければならない事例も多く、問題解決に相当の時間を要している。

また、終末期の相談の際には迅速な対応が求められるが、家族の意向や生活環境も様々で、課題解決に時間を要している現状がある。

今後も相談内容は複雑多岐に渡る事例が多いことが予想されるため、関係機関との連絡調整やネットワーク構築を行うとともに、地域の見守り体制を強化していく必要がある。

## イ 権利擁護業務

家族や区長・民生委員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員からの相談に対し、支援等を行った。

また、在宅高齢者福祉アドバイザーを対象にした成年後見制度についての研修会や市内事業所の職員に対し、権利擁護に関する出前講座を開催した。

### ■評価

高齢者虐待は、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、問題が複雑化してきており、介護者への対応も同時に行っていく必要がある。

今後も、認知症に対する理解の普及啓発や介護者への相談支援を実施し、高齢者虐待の早期発見・早期支援に努める。

また、市民の成年後見制度や権利擁護についての理解を深めるため、講演会等も継続して実施していく必要がある。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員と情報を密に交換し、相談しやすい環境づくりと業務の後方支援を目的に、主任介護支援専門員の連絡会や介護支援専門員の資質向上へ向けた事例検討会、多職種連携を深めるための会議、福祉用具利用についての研修会、歯科医療連携に関する研修会などを定期的に開催した。

【介護支援専門員からの相談実績】(表6)

【単位：件】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	1	1	2	1	3	9	5	1	1	1	3	6	34
R1	0	2	4	0	0	7	2	4	4	2	0	—	25

## エ 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】(表7)

【単位：件】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
直営	134	131	128	127	123	122	118	120	124	118	122	—	1,367
委託	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	—	4
総合事業	104	99	93	97	102	102	104	99	99	100	97	—	1,096
合計	238	230	222	224	225	224	222	219	224	219	220	—	2,467

※月：サービス提供月

※月遅れ分、過誤調整については、同月の「直営」で調整

## ■ 評価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和2年1月末現在319人であるが、プラン作成件数は、年間月平均211件程度であり、認定を受けていても、本人・家族等の都合により、介護保険サービスや総合事業サービスの利用までに繋がらない方もいる。介護予防、



重症化予防の視点から、サービスの提供と継続的な見守りが必要であるにも関わらず、十分な支援を実施できないことが課題となっている。

## (2) 包括的支援事業

### ア 介護予防事業対象者把握事業

生活機能の低下があり、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に積極的な介護予防の取組を勧めるため、ころばん体操教室等の高齢者が集まる場所に出向き、参加者を対象にした基本チェックリストを実施した。また、健康増進課による後期高齢者被保険者証の交付時にも基本チェックリストを実施し、ひまわり教室やころばん体操教室への参加を勧めたり、介護サービスの紹介や緊急情報キット導入を勧めたりする等、対象者の把握に努めた。

#### ■ 評価

今後もころばん体操教室等の高齢者が集まる場所に出向き、基本チェックリストを行うとともに、検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔・栄養に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、教室やサロンだけでなく、地区の行事等にも参加をしない、或いは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、ころばん体操教室、いきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い、閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

### イ 一般介護予防

#### ○通所型介護予防事業（ひまわり教室）

平成30年度に65歳以上の高齢者を対象にして実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつの項目で1項目以上の該当項目がある者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。年間を通して1クール16回、2か月おきに新規者が参加できるよう配慮した。

また、教室終了後も自宅で運動習慣を継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。参加者実人員64人、延べ860人、出席率87.2%であった。

#### ■ 評価

教室終了時の評価（第1～4クール）で筋力の維持、改善がみられており、要介護状態になることを予防した生活を主体的に送ることに取り組めており、介護予防への意識の向上が図られている。

教室終了後、参加者の7割程度が各地区で開催されているころばん体操に参加しており、運動の継続につながっている。また、ころばん体操を実施していない地区

の参加者がころばん体操に関心を持ち、地区への実施を働きかける参加者も出てきており、ころばん体操教室の未実施地区の開始につながっている。今後も継続した取組が必要である。

○地域介護予防活動支援事業(地域づくりによる介護予防事業の推進)ころばん体操

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、日常生活の中で健康づくりや介護予防に取り組める地域づくりを目指し、身近な所で気軽に参加できる介護予防の場として、住民主体の体操教室(ころばん体操)を実施した。

令和元年5月には、ころばん体操登録者や関心のある市民を対象とした、ころばん体操全体会「チャレンジころばんDAY」を開催し、340人の参加があった。

また、令和元年度は、新たに8地区で教室が始まり、現在47箇所、1,079人程度が参加している。

【地区別実施状況】(表8)

令和元年12月31日現在

地区名 (地区数)	実施 箇所	登録 者数	高齢者数	高齢 化率	高齢者 実施割合	高齢者 介護認定率
大川(6区)	5か所	112人	865人	58.13%	12.95%	24.97%
西目(7区)	5か所	112人	641人	53.20%	17.47%	19.34%
鶴川内(9区)	2か所	35人	273人	40.81%	12.82%	23.81%
田代(4区)	3か所	34人	107人	68.59%	31.78%	24.30%
市街地(11区)	10か所	290人	2,338人	34.62%	12.40%	21.69%
赤瀬川(6区)	6か所	153人	998人	34.46%	15.33%	16.53%
山下(4区)	1か所	29人	530人	49.58%	5.47%	20.75%
折多(9区)	5か所	95人	563人	35.30%	16.87%	22.02%
脇本(21区)	10か所	219人	1,699人	40.70%	12.89%	20.36%
施設等	—	—	144人	85.21%	—	37.50%
合計(77区)	47か所	1,079人	8,158人	40.43%	12.67%	20.95%

※ 合同で実施している地区や旧地区の範囲で実施している地区があります。

※ 「登録者数」は、協力員などの65歳未満の登録者を含めた人数となっています。

※ 「高齢者介護認定率」には、2号被保険者「28人」も含めて算出しています。

※ 「施設等」は、市内の施設に住所を有している人数となっています。

■ 評価

公民館で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、地域の互助活動の輪が広がっている。

体操を4年間続けた方にアンケートを行ったところ、1番目に「地域のつながりができた」93%、2番目に「見守りが行われている」86%、3番目が「体力がついた」「体操以外にも楽しみができた」がそれぞれ75%という結果であった。

また、自由意見として、「体操に行くことが一番の楽しみ」「入退院の繰り返しだったが、始めてから4年経ち、全然、風邪をひかなくなった」という声が聞かれた。

教室は、最初の5回の行政支援を行った後は、住民主体で運営されており、地区によっては体操だけでなく、脳トレやお茶会を併せて開催するなど、地域ごとに特色ある活動が盛んになっている。

ころばん体操教室の活動の輪が市内全域に広がるにつれて、高齢者の教室への関心が徐々に高まってきている一方で、継続した運営を支える協力員の確保が難しく、実施に至らない地区がある。また、身体的に自宅から公民館まで歩いて参加することができない方への支援方法が課題となってきた。

今後は、地域を超えた協力員の支援サポーターの養成や未実施地区の地域住民向けの体験会の開催、生活支援体制整備事業等を活用した体操教室への送迎支援等について検討を行う必要がある。

### (3) 地域ケア会議の推進

令和2年2月末現在、支援困難事例について、介護保険サービス事業所や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民が出席する個別ケア会議を2回開催し、対象者の情報や課題を共有しつつ、支援策についての協議を行い、対象者が安心して生活できる環境整備に努めた。

また、新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修5万円以上の事例についての個別地域ケア会議を、定期開催（月2回）し、91件の支援策について検討を行った。

なお、作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーターに参加していただき、多くの視点から専門職の助言を得ることができた。一方で、薬の種類・量等が適切であるかといった薬剤師による助言が必要な事例もあるが、現状では、人員確保の点から出席が困難な状況である。

また、個別地域ケア会議についての理解を深めてもらうため、介護支援専門員や介護保険事業所等を対象にした研修会を開催した。その後、サービス事業所も個別地域ケア会議へ出席し、高齢者の支援について多職種協働でアセスメントする仕組みを構築した。

令和元年11月6日には、地域ケア会議代表者会を開催し、総合相談や個別地域ケア会議から把握した事例から地域課題を提示して、課題の共有や必要な資源についての検討を行った。

#### ■ 評価

個別地域ケア会議において、多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化や地域課題の把握が図られた。また、サービス事業所も介護支援専門員と一



緒に参加することで、専門職の助言を活かした支援を検討する場や、ネットワークの構築にも繋がっている。

個別地域ケア会議の効率的な運営については、会議の目的の共有化を図り、検討事例を提出するケアマネの認識と意識を変える必要があり、会議のあり方については、今後も運営方法の改良を図っていく必要がある。

地域課題の解決に向けては、今後も個別地域ケア会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステム構築の1つのツールである在宅医療・介護連携推進事業は、平成28年度から出水郡医師会に委託し、在宅医療介護支援センターを拠点に事業推進している。

終末期の緩和ケア時に医療・介護スタッフがチームとなり、患者だけでなく家族もサポートして在宅生活を支援するため、チームとなる関係各機関がどのような対応が必要であるかということと一緒に学び、情報共有して治療やケアを行うチーム医療体制の構築を図ることを目的とした阿久根市多職種交流研修会を令和元年10月23日、折多地区集会施設にて開催し、医療・介護関係者94名が参加した。

#### ■ 評 価

今年度は、終末期の緩和ケアを題材として、医療・介護の多職種の関係者によるチーム体制構築の重要性についての交流研修会を開催した結果、参加人数も多く、多職種の顔の見える関係づくりを構築することができた。

在宅医療・介護連携の推進を図るためには、多職種による関係性の構築だけでなく、まず、住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になった際に必要なサービスを適切に選択することができるよう、また、終末期の緩和ケアの在り方や在宅での看取りについての理解を深めてもらうことも、適切な在宅医療を継続するために重要なことである。そのため、市民向けの講演会を開催するだけでなく、民生委員・児童委員や在宅高齢者福祉アドバイザーの研修会、地域で開催しているいきいきサロンや高齢者学級等で出前講座を開催し、普及・啓発を草の根的に図る必要がある。

#### (5) 認知症施策の推進

##### ア 認知症総合支援事業

##### ・ 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを、平成30年度に地域包括支援センター内に設置し、総合相談支援業務と並行しながら、認知症の早期診断、早期対応のため、認知症疾患医療センター等の医療機関や必要なサービス等につないだ。



- ・ **認知症地域支援推進員設置事業**

認知症の方とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置した。認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の普及・啓発に取り組んだ。

- ・ **認知症ケア推進事業**

認知症の方やその家族、地域の方との交流の場として、毎月1回、折多地区集会施設にて、おれんじカフェよかよか（認知症カフェ）を開催した。

おれんじカフェよかよかは、令和2年2月末現在、11回開催しており、延べ193人の参加があった。

**イ 若年性認知症に対する支援**

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、各講演会や市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

**ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進**

「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」の取組として、令和元年9月16日、風テラスあくね（市民交流センター）にて、東京都立松沢病院の新里和弘先生を講師に、認知症予防講演会を鹿児島県と共催で開催し、314人の参加があった。

**エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援**

認知症サポーター養成講座については、キャラバンメイトが講師を務め、学童・団体向けに4回開催し、85人の参加があり、延べ1,893人の認知症サポーターの養成を行った。

また、夏休みには学童クラブで認知症サポーター養成講座の開催や「おれんじカフェよかよか（認知症カフェ）」での交流を行い、学童期から認知症のことについて知る機会を持てるような取組を行った。

## ■ 評 価

認知症予防講演会では、認知症の方を介護する家族の体験談も好評であり、市民の認知症に対する関心の高さを感じることができた。

高齢化の進行とともに、認知症に関する相談も増加してきており、早期に認知症疾患センター等の医療機関や介護サービス等へつなぎ、適切な支援を行うために、認知症初期集中支援チームの体制の充実が必要である。

本市の認知症対応施策は、現在、高齢者を中心に対応がなされており、今後、若年性認知症の特性等に対応できる体制づくりと相談窓口の設置が必要である。

認知症カフェについては、定期的に開催することができたが、会場が折多地区集会施設1か所のみでの開催ということもあり、認知症に対する地域の理解や見守りを推進していくためには、地域のニーズを確認しながら、開催場所を増やしていく必要がある。

また、阿久根市は10代の子どもたちの認知症サポーターが少ない現状があるため、子どもたちを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を積極的に推進していく必要がある。

## (6) 生活支援体制整備事業

阿久根市社会福祉協議会に業務委託を行い、第1層1人、第2層2人の生活支援コーディネーターを配置した。また、令和元年9月26日から10月24日までの日程で生活支援サポーター養成講座（全5回講座）を実施し、18名が参加した。

さらに、昨年度末に実施した第2層の協議体である地域づくり勉強会を大川地区、西目・山下地区、阿久根地区、脇本地区の4地区にわけて各2回開催し、身の回りの地域課題や地域の互助・共助についての協議・検討を行った。

高齢者の生活を支える新たなサービスの創出については、社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの支援協力による「川知中区ドライブサロン事業（買い物バス）」を、令和2年4月中旬に開始するため、準備を進めている。

### ■ 評 価

これまで情報収集を行ってきた地域の資源や高齢者のニーズの情報整理を行い、現在、開催している第2層の地域づくり勉強会の活動をさらに活発化させ、より多くの市民へ向けての事業周知や生活支援サポーター養成講座の開催、住民との話し合いの場を設けながら、将来にわたって地域で必要となる生活支援の体制を整えていく必要がある。

また、ドライブサロン事業（買い物バス）の実施地区を広げる取組を進めるとともに、今後も住民ニーズと地域資源のマッチングに取り組む必要がある。

## (7) 職員体制及び事務分掌（令和2年3月1日現在）

職名	人数	事務分掌	備考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握	職員
保健師	2人	介護予防事業 総合相談支援業務等 権利擁護業務・総合相談支援業務等 地域ケア会議 認知症地域支援ケア向上推進事業 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
事務主事	1人	庶務，契約に関すること	職員
社会福祉士	※1人	地域ケア会議 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員 ※介護保険係 職員と兼務
主任 介護支援専門員	1人	介護支援専門員の指導・助言 総合相談支援業務等 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
介護支援専門員	4人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
その他 (看護師)	2人	介護予防事業 認知症地域支援ケア向上推進に関する業務 介護予防対象者把握に関する業務	嘱託職員
合計	13人		

## 2 令和元年度 地域包括支援センターの歳入歳出予算執行状況

(令和2年2月末現在)

### ■介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

#### 【歳入】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	7,068,000	0	7,068,000	5,565,930	5,565,930	0
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	6,036,000	0	6,036,000	3,811,020	3,811,020	0
	小計	13,104,000	0	13,104,000	9,376,950	9,376,950	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	2,439,000	0	2,439,000	0	0	0
	小計	2,439,000	0	2,439,000	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	0	1,000	4,286,597	4,286,597	0
	小計	1,000	0	1,000	4,286,597	4,286,597	0
5 諸収入	2 雑収入	34,000	0	34,000	25,510	25,510	0
	小計	34,000	0	34,000	25,510	25,510	0
歳入合計		15,578,000	0	15,578,000	13,689,057	13,689,057	0

#### 【歳出】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担額	支出済額	配当予算額
1 総務費	1 総務管理費	14,260,000	0	14,260,000	10,524,646	10,524,646	3,735,354
	小計	14,260,000	0	14,260,000	10,524,646	10,524,646	3,735,354
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	1,218,000	0	1,218,000	793,856	698,740	424,144
	小計	1,218,000	0	1,218,000	793,856	698,740	424,144
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
歳出合計		15,578,000	0	15,578,000	11,318,502	11,223,386	4,259,498



### 3 令和2年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案）

#### I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

#### II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

#### III. 運営上の基本的視点

##### 1 地域包括ケアシステムの構築

市では、平成30年3月に策定の第7期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」のもとに4つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護保険制度の持続可能な運営へ向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

##### 2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例

について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

### 3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

### 4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

### 5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一躍を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

### 6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

## IV. センターの機能強化方針

---

### 1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

### 2 センターの運営方針

#### (1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

#### (2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

### (3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

### (4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

### (5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

### (6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

### (7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

### (8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

### (9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

### (10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例を遵守し、個人情報に業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。



## V. 具体的な業務

### 1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントのもと、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### (2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるいきいきサロンや高齢者学級、出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

#### (3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

### 2 総合相談支援業務

#### (1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築

及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

## (2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

## (3) 総合相談業務

ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。

イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

## (4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

## 3 権利擁護業務

### (1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

### (2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止

に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

### (3) 成年後見制度

ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を、概ね令和3年度を目標に設置するための取組を関係機関と連携して進める。

### (4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関へ通報する。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### (1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

### (2) 介護支援専門員に対する支援・指導

ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や



相談への対応を行う。

イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

## 5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

### (1) 関係機関との連携

ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。

イ 認知症疾患センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

### (2) 地域の体制づくり

ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。

イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等の子どもたちや保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

### (3) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

## 6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

### (1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

#### ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

#### イ 代表者会議

- ・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護支援センターと連携を図り、次の事業を展開することにより、在宅療養・看取りの推進に取り組む。

また、在宅医療・介護を支える関係者など多職種の連携強化、在宅療養に向けての相談対応等、在宅医療・介護の基盤整備に努めることで、「最後まで自宅で過ごすことができるまちづくり」の推進に努める。

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### (3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

## 7 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況やおかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計

画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし、要介護への悪化を防止する。

イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。



#### 4 令和2年度 地域包括支援センターの当初予算

##### ■令和2年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

###### 【歳入】

[単位:円, %]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 2 年 度	令 和 元 年 度		
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	7,083,000	7,068,000	15,000	0.21
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	4,835,000	6,036,000	▲1,201,000	▲19.90
	小計	11,918,000	13,104,000	▲1,186,000	▲9.05
3 繰入金	1 一般会計繰入金	6,146,000	2,439,000	3,707,000	151.99
	小計	6,146,000	2,439,000	3,707,000	151.99
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,000	0	0.00
	小計	1,000	1,000	0	0.00
5 諸収入	2 雑収入	38,000	34,000	4,000	11.76
	小計	38,000	34,000	4,000	11.76
歳入合計		18,103,000	15,578,000	2,525,000	16.21

###### 【歳出】

[単位:円, %]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 2 年 度	令 和 元 年 度		
1 総務費	1 総務管理費	16,779,000	14,260,000	2,519,000	17.66
	小計	16,779,000	14,260,000	2,519,000	17.66
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	1,224,000	1,218,000	6,000	0.49
	小計	1,224,000	1,218,000	6,000	0.49
3 予備費	1 予備費	100,000	100,000	0	0.00
	小計	100,000	100,000	0	0.00
歳出合計		18,103,000	15,578,000	2,525,000	16.21

## 5 その他

### (1) 介護予防支援事業所の委託契約の承認について（令和2年度分）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第12条第1項第1号の規定により、令和2年度指定介護予防支援事業の一部を市内の指定居宅介護支援事業所に委託することについて承諾を求めるものである。

#### ▶ 協議結果

### (2) 阿久根市ドライブサロン事業の事業取扱要領の策定承認について

高齢者等の交通弱者に対し、買物時の交通手段の提供を通じ、地域コミュニティの推進を図ることを目的に、阿久根市生活支援体制整備事業の一環としてドライブサロン事業（通称「買い物バス」）を実施するため、阿久根市ドライブサロン事業取扱要領を策定することについて承諾を求めるものである。

#### ▶ 協議結果

## 【5-(2) 資料】

阿久根市生活支援体制整備事業の一環として実施する阿久根市ドライブサロン事業取扱要領を次のように定める。

令和2年 月 日

阿久根市長 西平良将

### 阿久根市ドライブサロン事業取扱要領

#### 1 事業実施の目的について

高齢者等の交通弱者に対し、買物時の交通手段の提供を通じ、地域コミュニティの推進を図ることを目的に、阿久根市生活支援体制整備事業の一環としてドライブサロン事業（以下「事業」という。通称「買い物バス」）を実施する。

#### 2 事業の実施主体及び実施方法について

- (1) この事業は、ふれあいいいききサロン（以下「サロン」という。）の機能を活用することとし、実施主体を市内でサロンを実施する団体（以下「サロン実施団体」という。）とする。
- (2) 実施主体であるサロン実施団体は、事業の実施に当たっては、市内の社会福祉施設（以下「施設」という。）の協力を得て行うものとし、阿久根市生活支援体制整備事業を受託する阿久根市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、これに必要な支援を行うものとする。

#### 3 利用対象者について

市内に結成されているサロンの会員を対象とする。

#### 4 事業内容について

- (1) この事業は、サロン実施団体の会員に対して移送サービスを提供し、買物の支援を行うものとする。
- (2) 利用者数、実施回数、実施日時等必要な事項は、施設、サロン実施団体及び社協において協議して定める。
- (3) 買物の範囲は、原則として、日常生活用品とする。
- (4) 事業に係る利用料は、無料とする。

#### 5 利用者登録について

事業を利用するに当たっては、あらかじめ利用登録申請書（別記様式）を社協に提出し、社協はこれを管理する。

## 6 運営管理等について

- (1) 事業実施に係る総括管理はサロン実施団体が行うものとし、社協はサロンの設立並びに利用登録及び利用者と施設間の調整等の事務を、施設は事業に係る利用者の管理及び車両の運行管理等をそれぞれ行うものとする。
- (2) 社協は、事業の運営管理状況について、定期的に、又は必要に応じ市に報告を行い、市は、事業全体の状況を把握する。

## 7 必要経費について

事業の実施に必要な車両、人員、燃料、保険等の経費については、全額施設において負担するものとする。

## 8 事業実施の変更・中止について

施設は、気象状況又は車両の故障その他やむを得ない理由により事業実施が不可能である場合、事業を中止し、又は事業の実施日を変更することができる。この場合において、施設は、速やかに社協及びサロン実施団体に連絡し、社協及びサロン実施団体は分担して利用者への連絡を行うものとする。

## 9 緊急時における対応方法について

事業実施の際、利用者に病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等サロン実施団体、施設及び社協は連携して必要な措置を講ずるものとする。

## 10 その他の事項について

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、その都度サロン実施団体、施設及び社協において協議し決定するものとする。この場合において、市は必要な助言等を行うことができる。



# 事業概要 川畑中区ドライブサロン事業（仮称）について（生活支援体制整備事業）

- ふれあいいきいきサロン事業と社会福祉法人の社会貢献事業とを結びつけ、高齢者の交流活性化と外出支援を行います。
- 社会福祉法人 善き牧者会 聖園老人ホームが、令和2年4月に10人乗り乗用車を購入するのに合わせ、川畑中区から市街地等のスーパーまで高齢者を送迎します。

## 1. これまでの経過

- 令和元年11月の地域ケア会議において、聖園老人ホーム様から、高齢者等の買い物支援を行いたい旨提案あり。
- その後、社協の生活支援コーディネーターが、既にドライブサロンを実施している出水市大川内地区を調査。同時に、市内のニーズ調査を実施。
- いち早く、川畑中区から実施してもらいたいとの要望が上がった。
- 令和2年3月8日、川畑中区総会で事業説明を行う。→ 区民の了承を得る。

## 2. 川畑中区の状況（R2年2月末現在）

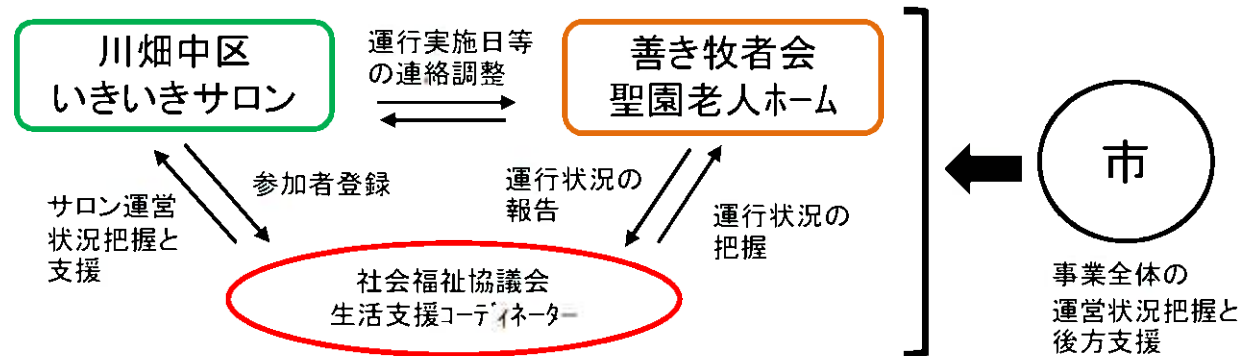
- 人口 49人
- 65歳以上 39人（高齢化率79.6%）  
80歳以上 20人
- ※大川地区でも特に高齢化率が高い
 

尻無区 61.6%	的場区 52.0%
中屋敷区 69.1%	仲仁田区 59.5%
牛之浜区 53.4%	
- 市街地までのタクシー利用料金  
往復5~6千円 → 負担感大
- いきいきサロン（月1回）とところばん体操（週1回）を継続して開催中  
→ 住民のまとまりがあり、連絡調整が容易



## 3. ドライブサロンの運行計画と支援体制

- 開始時期 令和2年4月中旬（ハイエース購入後）
- 運行回数 月1回（毎月第3木曜日）
- 運行時間 概ね10時から13時までの間
- 参加人員 1回 9人以内
- 運行体制
  - ① 聖園老人ホームが車両と運転手を提供
  - ② 参加者はあらかじめ社協に登録（保険適用の関係）
  - ③ 地区に施設との連絡担当員を配置
- 行き先 参加者同士で相談。市街地等のスーパー1か所をその都度選定
- 目的 高齢者のサロンの交流の活性化と買い物等の外出支援



## 4. 今後の対応と検討事項

- 事業実施要綱等の策定（市）
- 区、法人、社協の3者で「車両運行契約書（仮称）」締結
- 「買い物バス利用の手引き」の作成と配布（社協）